



(素案)

平成27年3月
豊明市

目 次

計画策定にあたって	1
1 策定の背景	1
2 計画策定の流れ	2
3 用語説明	3
第1章 計画の概要	6
(1) 豊明市としての考え方	6
① 障がい者の地域生活と自立を支援すること	6
② 地域の実情にあった障がい福祉制度を充実すること	6
③ 多様な障がいの総合的な支援を行なうこと	6
(2) 計画の名称、対象及び期間	6
① 計画の名称	6
② 計画の対象	6
③ 計画の期間	7
(3) 計画の位置づけ	7
(4) 計画の進行管理と連携調整について	8
① 進行管理	8
② 連絡調整	8
第2章 障がい者数推計	9
(1) 障がい者数の現状	9
(2) 障がい支援区分別障がい者数	10
(3) 障がい者数推計	10
第3章 平成29年度における成果目標	11
1 施設入所者の地域生活への移行	11
今後の対応策	11
2 福祉施設から一般就労への移行	12
今後の対応策	12
3 地域生活支援拠点等の整備	13
今後の対応策	13
4 就労移行支援事業の利用者数と一般就労移行達成割合	14
今後の対応策	14
第4章 障害福祉サービス等の見込み量・確保策	15
1 障害福祉サービス（介護給付）の見込み量	15
(1) 居宅介護（ホームヘルプ）	15

（2）重度訪問介護	15
（3）同行援護	15
（4）行動援護	15
（5）重度障害者等包括支援	15
見込み量	16
（6）短期入所（ショートステイ）	17
見込み量	17
（7）療養介護	17
見込み量	17
（8）生活介護	18
見込み量	18
（9）施設入所支援（障害者支援施設での夜間ケア等）	18
見込み量	18
2 障害福祉サービス（訓練等給付）の見込み量	19
（1）自立訓練（機能訓練・生活訓練）	19
見込み量（機能訓練）	19
見込み量（生活訓練）	19
（2）就労移行支援	20
見込み量	20
（3）就労継続支援（A型・B型）	20
見込み量（A型：雇用型）	20
見込み量（B型：非雇用型）	21
（4）共同生活援助（グループホーム）	21
見込み量	21
3 相談支援事業の見込み量	22
（1）計画相談支援	22
見込み量	22
（2）地域移行支援	22
見込み量	22
（3）地域定着支援	23
見込み量	23
4 障害福祉サービスの確保策	24
（1）第3期計画の実績に対する評価・課題	24
（2）サービス確保策	24
5 障がい児支援の見込み量	25
■障がい児通所支援	25
（1）児童発達支援	25
見込み量	25

（2）医療型児童発達支援	26
見込み量	26
（3）放課後等デイサービス	26
見込み量	26
（4）保育所等訪問支援	27
見込み量	27
■相談支援	27
（5）障害児相談支援	27
見込み量	27
6 障がい児支援の確保策	28
（1）第3期計画期間の実績に対する評価・課題	28
（2）サービス確保策	28

第5章 地域生活支援事業見込み量及びサービス確保策	29
1 理解促進研修・啓発	29
見込み量	29
2 自発的活動支援	29
見込み量	30
3 相談支援	30
見込み量	30
4 成年後見制度利用支援	31
見込み量	31
5 成年後見制度法人後見支援	31
見込み量	31
6 意思疎通支援	32
見込み量	32
7 日常生活用具の給付等	32
見込み量	32
8 手話奉仕員養成研修	33
見込み量	33
9 移動支援	33
見込み量	33
10 地域活動支援センター	34
見込み量	34
11 日中一時支援	34
見込み量	34
12 その他	35
（1）訪問入浴サービス	35
見込み量	35

（2）自動車改造費の補助	35
見込み量	35
（3）自動車運転免許取得の助成	36
見込み量	36
（4）更生訓練費の給付	36
見込み量	36
1 3 地域生活支援事業のサービス確保策	37
（1）第3期計画の実績に対する評価・課題	37
（2）サービス確保策	37
（参考）計画策定体制	38
（1）豊明市障害者福祉計画等策定・推進委員会運営規則	39
（2）豊明市障害者福祉計画等策定・推進委員会委員	40

【資料編（別冊）】障害福祉サービス・児童通所支援利用者アンケート

※今計画より変更可能なものから「障害」の表記を「障がい」にしています。法律や制度名、固有名称については、従来の「障害」の表記となっています。

計画策定にあたって

1 策定の背景

本市では、平成18年度に障害者自立支援法に基づき「第1期豊明市障害福祉計画（平成18年度から20年度まで）」「第2期豊明市障害福祉計画（平成21年度から23年度まで）」「第3期豊明市障害福祉計画（平成24年度から26年度まで）」を策定しました。これらの計画は、障害福祉サービスの給付見込み量とその確保策及び施設入所者の地域生活への移行人数等を定めたものです。（なお、平成25年4月に障害者自立支援法は障害者総合支援法に名称変更されています。）

また、平成19年度には、障害者基本法に基づく「第2次豊明市障害者福祉計画」を策定し、平成20年度から29年度までの本市の障がい者施策推進の方向性について定めています。また平成25年度には中間見直しを行い、計画的な推進を図っているところです。

この度本市では、障害者総合支援法に基づき、平成27年度から29年度までの障害福祉サービスの給付見込み量とその確保策等を定めた「第4期豊明市障害福祉計画」を策定いたしました。

障害者基本法（昭和45年制定）	障害者総合支援法（障害者自立支援法として平成17年制定、平成25年名称変更）
<p>この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのつとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。（第一条）</p>	<p>この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのつとり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。（第一条）</p>

2 計画策定の流れ

障害福祉サービス、児童通所支援利用者アンケートの実施

平成26年6月から8月にかけて、現在障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス利用者および児童福祉法に基づく障害児支援利用者を対象にサービスの利用意向等についてアンケートを実施。



今後の障がい者数の推計

過去の障がい者数の推移から、今後の障がい者数を推計。



第1回豊明市障害者福祉計画等策定・推進委員会（平成26年11月21日）

第3期豊明市障害福祉計画の評価とアンケート結果等からの現状分析をもとに、第4期計画の方向性について検討。



豊明市経営戦略会議（平成26年12月18日）

第4期計画の基本指針等を市幹部に説明、承認を得る。



第2回豊明市障害者福祉計画等策定・推進委員会（平成27年1月20日）

第4期計画の素案について検討。



パブリックコメントによる意見の把握（平成27年2月2日～3月2日）

パブリックコメントを実施し、広く意見を伺う。



第3回豊明市障害者福祉計画等策定・推進委員会（平成27年3月17日）

第4期豊明市障害福祉計画の策定と第2次豊明市障害者福祉計画の推進状況の確認。

3 用語説明

本計画書で使用している、福祉制度等について説明します。用語については簡単に説明していますので、詳しくは「障害者総合支援法」及び同施行規則、同施行令、また事業の要綱等を参照してください。また障がい児支援については「児童福祉法」及び関係法令を参照してください。

【全体】

障害福祉サービス	障害者総合支援法で定める介護給付や訓練等給付等です。
介護給付	家事援助や身体介護及び施設入所等の給付です。
訓練等給付	リハビリテーションや自立訓練、就労支援等の給付です。
相談支援	計画相談支援や地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)です。
障がい児支援	児童福祉法で定める障害児通所支援や障害児相談支援等です。
地域生活支援事業	市町村が行なう相談支援や意思疎通支援等です。

【介護給付】

居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行なうサービスです。（ホームヘルプ）
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行なうサービスです。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行なうサービスです。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行なうサービスです。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行なうサービスです。（ショートステイ）
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行なうサービスです。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行なうとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行なうサービスです。（障害者支援施設での夜間ケア等）

【訓練等給付】

自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行なうサービスです。 (機能訓練・生活訓練)
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行ないます。
就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約のもとで働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練をするサービスです。 (雇用型)
就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練をするサービスです。 (非雇用型)
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行なう住居で、相談や介護その他日常生活上の援助を行なうサービスです。 (グループホーム)

【相談支援】

計画相談支援	障害福祉サービス利用支援や継続利用支援に関する相談と援助計画の作成を行ないます。
地域移行支援	地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等を相談支援による援助計画作成のもとに行なうことです。
地域定着支援	24時間の相談支援体制のもと援助計画作成と相談支援を行うことです。

【障がい児支援】

児童発達支援	未就学の障がい児および療育が必要な児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行ないます。
医療型 児童発達支援	肢体不自由があり理学療法等の機能訓練または医療管理下での支援が必要な未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行ないます。
放課後等デイサービス	学校就学中の障がい児等を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練や社会との交流促進などを継続的に実施します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中または今後利用する予定の障がい児に対し、保育所等を訪問し、集団生活の適応のための専門的な支援などを行ないます。
障がい児相談支援	障害児通所支援の利用に関する相談と関係者との連絡調整を行い、「障害児支援利用計画」等を作成します。

【地域生活支援事業】

理解促進研修・啓発	地域住民の障がい者への理解深めるための研修や啓発事業を実施し、障がい者が日常生活および社会生活を送るなかで生じる「社会的障壁」を無くすことを目指します。
自発的活動支援	障がい者が互いの悩みを共有するピアサポートや、地域住民等によるボランティア活動などの、自発的な取り組みを支援します。
相談支援	障がい者、家族等からの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行ないます。地域の関係機関のネットワークの構築も行ないます。
成年後見制度利用支援	成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬を助成します。
成年後見制度法人後見支援	成年後見制度における後見等の業務を適正に行なうことができる法人を確保できる体制を整備し、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援	手話通訳者派遣、手話通訳者設置、要約筆記者派遣です。
日常生活用具給付等	ストマ（排せつ支援用具）、電気式たん吸引器等生活に必要な用具の給付です。
手話奉仕員養成研修	日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成し、コミュニケーションを支援します。
移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援するサービスです。
地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行なう施設です。
日中一時支援	日中、家族が介護できない時に施設等で介護します。
訪問入浴サービス	重度身体障がい者・児の家庭へ移動入浴車が訪問し、入浴サービスを行います。
自動車改造費の補助	上肢・下肢・体幹機能障がいのある人が就労等のため自動車を取得することが必要となった場合、その自動車の改造に要する経費を限度額の範囲で補助します。
自動車免許取得の助成	身体障がいのある人に対し、普通自動車運転免許の取得費用の一部を助成します。（平成27年4月から実施）
更生訓練費の給付	自立訓練事業（機能訓練、生活訓練）および就労移行支援利用者を対象に、社会復帰促進を図るため更生訓練費を支給します。

第1章 計画の概要

(1) 豊明市としての考え方

第3期までの考え方を踏まえ、障害者総合支援法の理念に基づくものとしました。また厚生労働大臣が定める基本指針に沿い作成しています。

① 障がい者の地域生活を支援し、自己決定や意思決定が尊重できるよう支援すること

障がい者が地域社会に共生できるよう、必要な日常生活または社会生活を営むための支援を確保し、その自立や社会参加の実現を図ります。具体的には将来にわたって地域で生活ができるよう、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイ等の緊急時の受け入れ体制の確保などの機能を整備拡充していきます。

② 地域の実情にあった障がい福祉制度を充実すること

障がい者自身及び障がい者の家族の意見だけでなく支援機関の意見も取り入れ、豊明市の実情にあった障がい福祉制度を充実する。また自立支援協議会などを通じ、前述の地域生活支援する拠点を実情に合わせ整備していきます。

③ 多様な障がいの総合的な支援を行なうこと

障がいの種類によって障がい福祉制度に偏りが起きないよう、身体障がい、知的障がい、精神障がいの3障がいだけでなく、発達障がい、高次脳機能障がい等や難病患者等についても、総合的な支援を行います。

④ 豊明市総合計画の理念を具現化する計画であること

第5次豊明市総合計画（平成28年度～）における「めざすまちの姿」のうち、特に以下2点について具現化できるよう、整合性をはかっていきます。

- ・支援が必要な人の家族の負担が軽減され、日常生活に困っていない。
- ・高齢者・障害者など誰でも居場所と出番があり、経験や知識を生かして働き、収入と生きがいを得ている。

(2) 計画の名称、対象及び期間

① 計画の名称

本計画の名称は「第4期豊明市障害福祉計画」とします。

② 計画の対象

本計画の対象者は、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者及び発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者等。

③ 計画の期間

本計画（第4期計画）の期間は平成27年度から平成29年度の3年間。
本計画書においては、平成27年度から平成29年度の成果目標又はサービスの見込み量、確保策を掲げる。

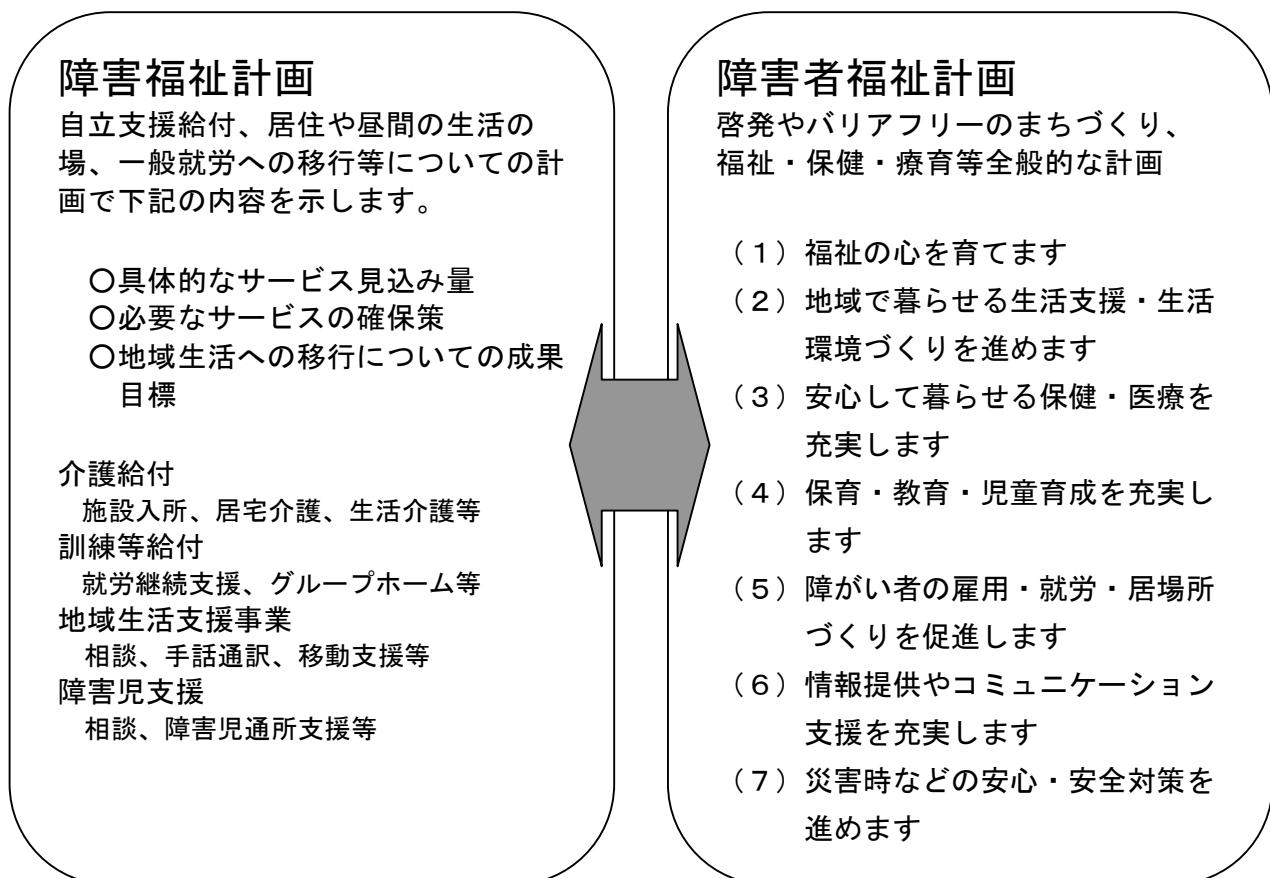
24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)
第3期 スタート		第3期終了 見直し	第4期 スタート		第4期 終了

（3）計画の位置づけ

本計画は障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」です。

本計画は、啓発や福祉のまちづくり等の広い分野について方向を示す「第2次豊明市障害者福祉計画」との整合性をもって策定いたしました。

障害福祉計画と障害者福祉計画の関係



(4) 計画の進行管理と連携調整について

① 進行管理

本計画は「成果指標」および「活動指標」を定めており、社会福祉課を中心となって計画の進行管理を行ないます。具体的には、設定した成果指標および活動指標、サービスの見込み量等の達成状況について1年毎に分析・評価し、障害者福祉計画等策定・推進委員会に報告します。その上で必要時には計画を変更するなどの必要な措置を講じます。

② 連絡調整

計画の進行においては、尾張東部保健福祉圏域計画や名古屋市及び近隣の自治体と連携・調整をはかります。

第2章 障がい者数推計

(1) 障がい者数の現状

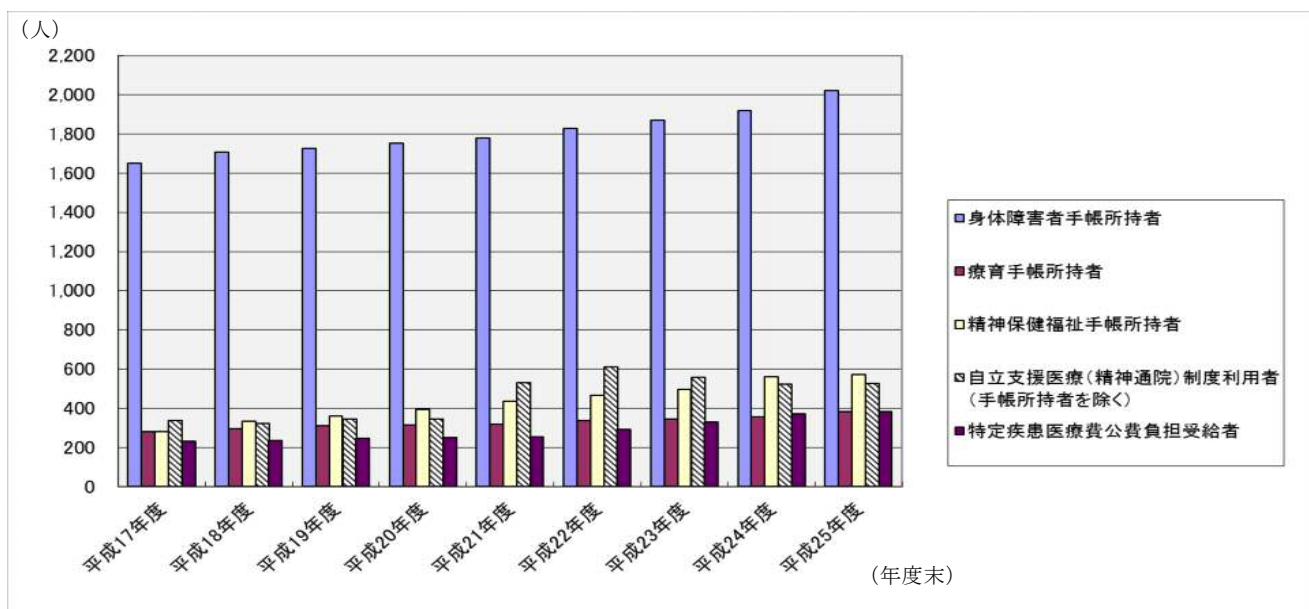
過去の障がい者数等をみると、身体障がいでは第1期・第2期計画期間では年間に2%程度、第3期計画期間では4%程度増加しています。知的障害では3～5%程度の増加です。

精神障がいでは精神保健福祉手帳所持者数が年に7～13%と大幅な増加率となっています。

(単位:人)

		第1期計画期間		第2期計画期間		第3期計画期間		
		平成18年4月	平均増加率	平成21年4月	平均増加率	平成24年4月	平均増加率	平成26年4月
身体障がい	身体障害者手帳所持者	1,650	2.1%	1,752	2.2%	1,870	4.1%	2,022
知的障がい	療育手帳所持者	281	4.2%	316	3.3%	347	5.0%	382
精神障がい	精神保健福祉手帳所持者	283	13.0%	393	8.7%	496	7.7%	572
	自立支援医療（精神通院）制度利用者（手帳所持者を除く）	339	4.8%	388	14.6%	558	-2.8%	527
	小計	622	8.5%	781	11.7%	1,054	2.1%	1,099
難病	特定疾患医療費公費負担受給者	232	3.3%	255	9.7%	329	8.2%	383

障害者数の推移



(2) 障害支援区分別障がい者数

障害支援区分とは、障がい者に対する介護給付の必要性を表わす6段階の区分です。18歳以上の障がい者を対象とした「介護給付」サービスを利用する場合に認定が必要です。

平成26年4月

(単位：人)

障害程度区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障がい者	1	8	9	10	10	26	64
知的障がい者	1	11	21	33	18	30	114
精神障がい者	9	29	49	4	2	2	95
合 計	11	48	79	47	30	58	273

※ 障がいが重複する場合は主な障がいで計上しています。

※ 区分1が軽度、区分6が重度を表しています。

(3) 障がい者数推計

第1期・第2期・第3期期間の障がい者数等の増加傾向を元に、平成29年度の障がい者数を推計しました。

身体障がいでは1年間に4%ずつ増加すると予測しています。知的障がいでは1年間に4.7%、精神障がいでは6.6%の増加と予測しています。

平成29年度の障がい者等の推計は、身体障がい2,262人、知的障がい436人、精神障がい1,168人、合計で3,866人（難病者を除く）となります。

(単位:人)

		平成26年4月	平成29年度推計	第3期期間推計 増加率	備 考
身体障がい	身体障害者手帳所持者	2,022	2,262	4.0%	高齢者を中心に增加。
知的障がい	療育手帳所持者	382	436	4.7%	
精神障がい	精神保健福祉手帳所持者	572	686	6.6%	増加傾向続く。
	自立支援医療（精神通院）制度利用者（手帳所持者を除く）	527	482	-2.8%	精神保健福祉手帳の取得が進み減少する見込
難病	特定疾患医療費公費負担受給者	383	464	7.0%	

第3章 平成29年度における成果目標

1 施設入所者の地域生活への移行

グループホーム及び介護給付を整備しながら、施設入所者の地域生活への移行をすすめます。

厚生労働省の示した「改正基本指針」において、削減見込みは4%以上、地域生活移行者数は12%以上を基本とされています。

施設入所者の地域生活への移行人数 (単位:人)

項目	数値	備考
平成25年度末時点の施設入所者数(A)	36	平成26年3月31日の数とする。
平成29年度末の施設入所者数(B)	34	平成29年度末時点の利用人員を見込む。
【目標値】削減見込(A-B)	2 (5.6%)	差引減少見込数。
【目標値】地域生活移行者数	5 (13.9%)	施設入所からグループホーム等へ移行する人数。

(単位:人)

今後の対応策

- 空き家や空き施設等を活用するなど、グループホームの整備をすすめていきます。
- 重度障がい者の地域生活移行をすすめるため、グループホームの介護機能を強化できるよう、人材育成の取り組みなどを行っていきます。
- 計画相談支援を活用し、入所施設利用者本人の地域移行へのニーズ確認を行っていきます。

2 福祉施設から一般就労への移行

就労支援や市内の企業の職域開発を行ないながら、福祉施設利用者の一般就労への移行をすすめます。

厚生労働省の示した「改正基本指針」において、平成24年度の移行実績の2倍以上を目標値の基本とされています。

福祉施設利用者の一般就労への移行人数 (単位:人)

項目	数 値
平成24年度の年間一般就労移行者数	5
【目標値】平成29年度の一般就労移行者数	10(2.0倍)

参考 年間一般就労者数の実績 (単位:人)

平成21年度の年間一般就労移行者数	2
平成22年度の年間一般就労移行者数	6
平成23年度の年間一般就労移行者数	3
平成24年度の年間一般就労移行者数	5
平成25年度の年間一般就労移行者数	7

今後の対応策

- ・ 就労支援サービスについて、適切に情報提供や周知を行っていきます。
- ・ 相談支援事業所、就労支援事業所、ハローワークなどの関係機関の連携強化をすすめていきます。
- ・ 一般企業への啓発をすすめていきます。

3 地域生活支援拠点等の整備

今後障がいのある人が地域で暮らしていくために必要な支援として、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、今後以下の機能が一層求められています。

- ・相談（地域移行、親元からの自立）
- ・体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- ・緊急時の受入・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
- ・専門性（人材の確保・養成、連携）
- ・地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネイターの配置等）

厚生労働省の示した「改正基本指針」において、これらの機能をグループホーム等の居住の場に付加した拠点（地域生活支援拠点等）を平成29年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つを整備することを基本としています。整備方法は拠点を整備する方法（拠点型）と、個々の機関が分担し有機的な連携の下に機能を担う方法（面的整備型）のいずれかの方法で整備することとされています。

豊明市においても、今後整備方法について地域自立支援部会の専門部会等で協議し、地域の実情を踏まえ整備していきます。

地域生活支援拠点

(単位:箇所)

項目	数値	備考
【目標値】平成29年度末の整備数	1	豊明市単独・面的整備型で検討

今後の対応策

- ・地域自立支援協議会の専門部会（地域支援部会）にて、豊明市での地域生活支援拠点整備の方向性および具体案について検討します。
- ・市は専門部会の提言をもとに検討し、地域生活支援機能の拡充を支援します。

4 就労移行支援事業の利用者数と一般就労移行達成割合

就労移行支援事業とは、一般就労を希望する人に就労訓練を行なうサービスのことです。

厚生労働省の示した「改正基本指針」において、平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数が平成25年度末における利用者数に対し6割以上増加することを基本としています。豊明市では第1期から第3期までの実績が低調であったため、国の指針の目標を下回る目標としました。

また「改正基本指針」において、就労移行支援事業所ごとの就労移行達成率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本としています。豊明市では平成29年度末時点の市内の就労移行支援事業所数を2か所と見込み、そのうち1か所が就労移行達成率3割を達成するものと見込んでいます。

就労移行支援事業の利用者数 (単位:人)

項目	数値	備考
平成25年度末の就労移行支援事業利用者数	27	平成26年3月31日の数とする。。
【目標値】平成29年度末の就労移行支援事業の利用者数	44(61.4%)	平成29年度末時点の利用人員を見込む。
【目標値】就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	50%	

今後の対応策

- ・ 就労支援サービスについて、適切に情報提供や周知を行っていきます。
- ・ 就労移行支援事業所を誘致するなど、市内にもう1箇所拡充します。
- ・ 相談支援事業所、就労支援事業所、ハローワークなどの関係機関の連携強化をすすめています。

第4章 障害福祉サービス等の見込み量・確保策

1 障害福祉サービス（介護給付）の見込み量

障害福祉サービスのうち介護給付については、現状の給付水準を維持するとともに、現在は利用されていないものの今後必要となる給付について、計画的に整備していきます。

（1）居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行なうサービスです。

（2）重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行なうサービスです。

（3）同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行なうサービスです。

（4）行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うサービスです。

（5）重度障害者等包括支援

介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行なうサービスです。

「見込み量」の算出と単位について

各種サービスの見込み量については、今までの実績や今後の拡充見込等をもとに月間の利用人数を推計し、それらの人に必要なサービス提供量を推計し定めています。

個別の単位については以下のとおりです。

①時間分/月：月間のサービス提供時間

②人日分/月：「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」で
算出されるサービス量

③人 分/月：月間の利用人数

見込み量

利用時間数（上段）及び利用者数（下段）（単位：時間分/月、人分/月）

	第3期計画実績 (26年度については実績見込)			第4期計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
居宅介護	1,444	1,421	1,574	1,710	1,800	1,890
	81	82	88	95	100	105
重度訪問介護	289	520	640	800	960	1,120
	2	3	4	5	6	7
同行援護	13	49	64	70	75	75
	3	5	5	5	6	6
行動援護	45	54	60	60	60	65
	2	2	3	3	3	4
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
合計	1,791	2,044	2,338	2,640	2,895	3,150
	88	92	100	108	115	122

主な事業所
豊明市社会福祉協議会
ファイン
ニチイ豊明
幸せ
さわやか愛知（大府市）



29年度見込み数
市内5箇所

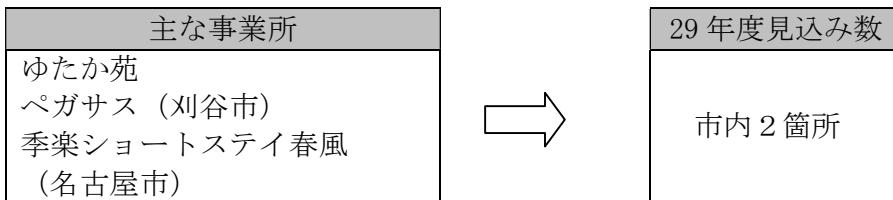
(6) 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行なうサービスです。障害者支援施設等に併設される福祉型と、医療機関に併設される医療型があります。

見込み量

利用日数（上段）及び利用者数（下段）(単位：人日分/月、人分/月)

	第3期計画実績 (26年度については実績見込)			第4期計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
短期入所 (福祉型)	85	97	100	101	101	118
	13	15	15	16	16	19
短期入所 (医療型)	1	2	2	2	2	4
	1	1	1	1	1	2



(7) 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行なうサービスです。

見込み量

利用者数(単位：人分/月)

	第3期計画実績 (26年度については実績見込)			第4期計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
療養介護	4	4	5	5	5	5

主な事業所名
鈴鹿病院（鈴鹿市）

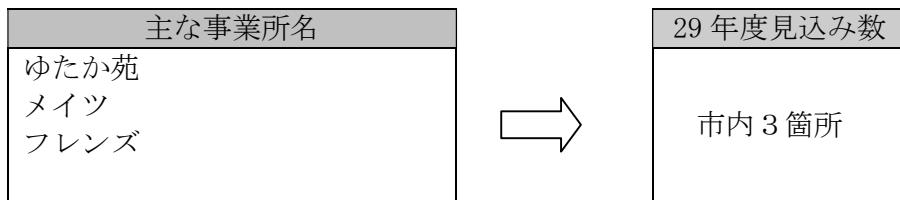
(8) 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行なうとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。

見込み量

利用延べ日数（上段）及び利用者数（下段） (単位：人日分/月、人分/月)

	第3期計画実績 (26年度については実績見込)			第4期計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
生活介護	2,099	2,112	2,190	2,261	2,413	2,508
	111	109	113	119	127	132



(9) 施設入所支援（障害者支援施設での夜間ケア等）

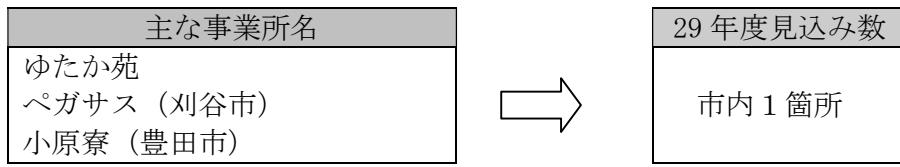
施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行なうサービスです。

日中活動の生活介護等と組み合わせた利用、地域の状況等により通所することが困難で自立訓練や就労移行支援の利用をする場合の利用等があります。

見込み量

利用者数 (単位：人分/月)

	第3期計画実績 (26年度については実績見込)			第4期計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
施設入所支援	37	36	36	35	34	34



2 障害福祉サービス（訓練等給付）の見込み量

訓練等給付は、障がい者が自立して地域での生活をすることや、職業生活をおくるための支援をする給付です。

市内で就労支援を行なう事業所を充実するとともに、就職先である職域開拓を推進します。

（1）自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行なうサービスです。

見込み量（機能訓練）

利用日数（上段）及び利用者数（下段）（単位：人日分/月、人分/月）

	第3期計画実績 (26年度については実績見込)			第4期計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
自立訓練 (機能訓練)	26	11	5	20	20	20
	4	3	1	1	1	1

主な事業所名

名古屋市総合リハビリテーションセンター

見込み量（生活訓練）

利用日数（上段）及び利用者数（下段）（単位：人日分/月、人分/月）

	第3期計画実績 (26年度については実績見込)			第4期計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
自立訓練 (生活訓練)	44	37	25	20	30	30
	4	7	5	3	4	4

主な事業所名

名古屋市総合リハビリテーションセンター
COCO COLOR（名古屋市）

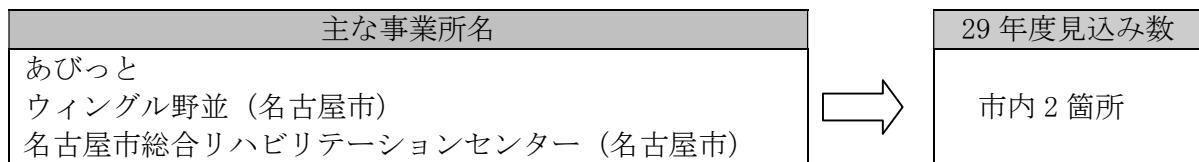
(2) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行ないます。

見込み量

利用日数（上段）及び利用者数（下段） (単位：人日分/月、人/月)

	第3期計画実績 (26年度については実績見込)			第4期計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
就労移行支援	413	432	450	400	560	704
	23	27	28	25	35	44



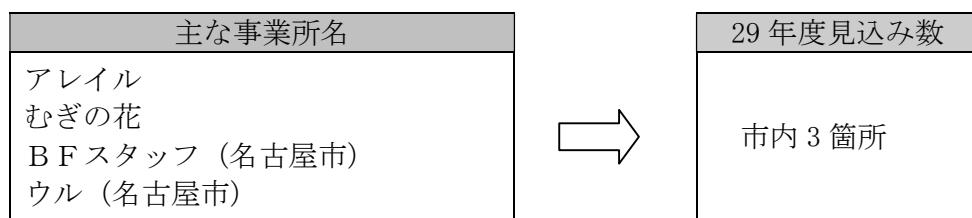
(3) 就労継続支援（A型・B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練をするサービスです。

見込み量（A型：雇用型）

利用日数（上段）及び利用者数（下段） (単位：人日分/月、人分/月)

	第3期計画実績 (26年度については実績見込)			第4期計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
就労継続支援 (A型)	256	585	703	760	855	950
	15	31	37	40	45	50

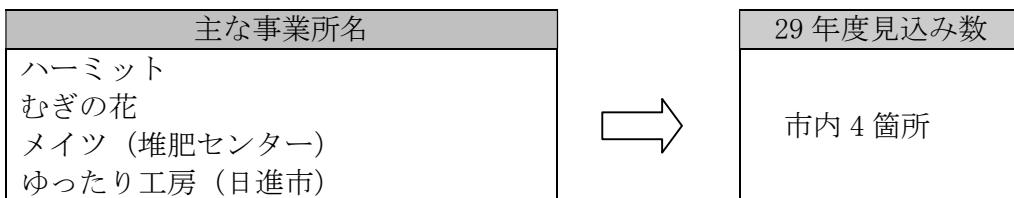


見込み量（B型：非雇用型）

利用日数（上段）及び利用者数（下段）

（単位：人日分/月、人分/月）

	第3期計画実績 (26年度については実績見込)			第4期計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
就労継続支援 (B型)	691	759	816	912	992	1,072
	44	47	51	57	62	67



（4）共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行なう住居で、相談や介護および日常生活上の援助を行なうサービスです。

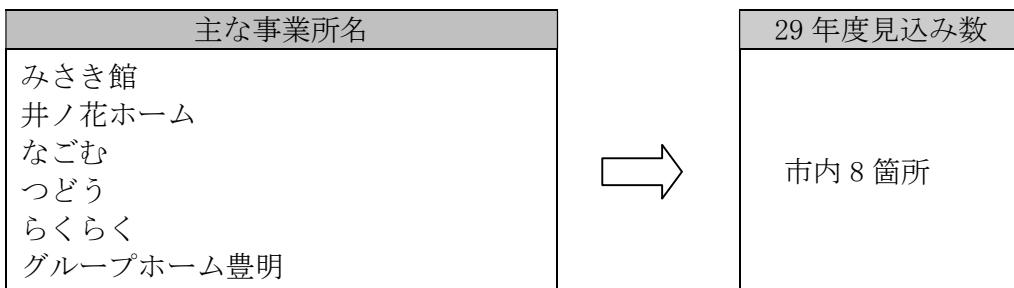
平成26年度から、共同生活介護と共同生活援助が一元化され、共同生活援助に統合されました。

見込み量

利用者数

（単位：人分/月）

	第3期計画実績 (26年度については実績見込)			第4期計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
共同生活援助	16	18		39	40	40
共同生活介護	22	22				50



3 相談支援事業の見込み量

(1) 計画相談支援

障害福祉サービスの利用に関する相談と関係者との連絡調整を行い、「サービス等利用計画」等を作成します。

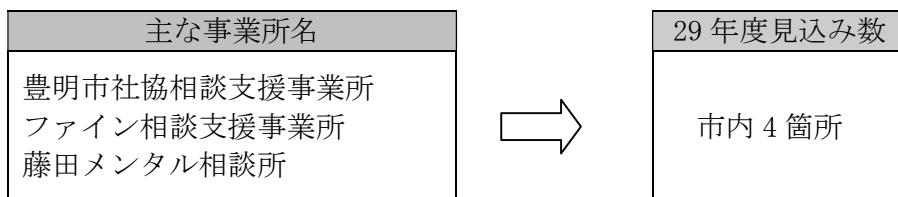
対象者は、障害福祉サービスまたは地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)を利用する全ての方です。

見込み量

利用者数

(単位:人分/月)

	第3期計画 (26年度については実績見込)			第4期計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
計画相談支援	10	56	70	75	80	85



(2) 地域移行支援

施設などに入所している人や精神科病院に入院している人が地域生活に移行するため必要な、見学同行や住居の確保についての相談などの支援を重点的に行うものです。

見込み量

利用者数

(単位:人分/月)

	第3期計画 (26年度については実績見込)			第4期計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
地域移行支援	1	0	0	1	1	1

主な事業所名	29年度見込み数
ファイン相談支援事業所 相談支援事業所希望（みよし市）	市内2箇所



(3) 地域定着支援

単身の障がい者や家族による支援困難な障がい者を対象に常時の連絡体制を確保し、24時間の相談支援体制のもと緊急時の相談支援を行います。

見込み量

利用者数 (単位:人分/月)

	第3期計画 (26年度については実績見込)			第4期計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
地域定着支援	0	0	0	2	2	2

主な事業所名	29年度見込み数
ファイン相談支援事業所	市内2箇所



4 障害福祉サービスの確保策

(1) 第3期計画の実績に対する評価・課題

- ・ 居宅介護等の訪問系サービスは、実利用者数・利用時間とも見込み量を上回る実績となりました。しかし市内のホームヘルプ事業所数は横ばいで増えておらず、また行動援護や重度訪問介護など障がいが重度の人向けの支援が依然不足している現状です。
- ・ 日中活動系サービスでは、生活介護（デイサービス）について第3期期間の前半は順調な伸びとなりました。しかし最終年の平成26年度の利用は横ばいになる見込です。市内の生活介護施設は既に定員に達しており、新規の利用者を希望通りに受け入れることが難しい状況になっています。
- ・ 就労支援のサービスの中では、特に就労継続支援A型の利用実績が予想を大幅に上回り伸びています。これは市内および近隣において第3期計画期間中に事業所の新規開業が増え、事業の利用が進んだためです。
- ・ 第3期計画期間中に市内のグループホーム数は増えず、利用実績は横ばいとなっています。今後重点的に整備していく必要があります。
- ・ 短期入所については、一人あたりの利用日数が予想を大幅に上回ったため、計画見込量を上回る実績となりました。アンケート結果からも短期入所の充実の要望は多く、今後地域生活支援拠点整備の重要な位置づけとして整備します。

(2) サービス確保策

- ・ 今後、重点的取り組みが必要なのは、グループホームの整備促進、短期入所（緊急時対応・医療対応含む）の整備促進、相談支援体制の充実です。家族の高齢化や核家族化といった家族形態の変化への対応として、グループホームの整備促進や短期入所の充足をすすめていきます。また必要なサービスを適切に利用でき、安心して生活するために、相談支援体制の充実をすすめます。
- ・ 就労支援を充実させ、一般企業への就労や就労継続支援事業所での支援を受けての就労など、その人の能力を引き出し多様な支援が受けられるような体制を整備していきます。
- ・ 重度心身障がい児の短期入所や訪問系サービス利用ニーズは高いものの、元々のサービス提供事業所の少なさに加え、医療的ケアの対応困難さから容易に利用できない状況にあります。今後、県の施設整備計画等の状況を踏まえ検討していきます。

5 障がい児支援の見込み量

障がい児や発達支援を必要とする18歳未満の児童を対象に、障がいの特性やニーズに合わせた療育等の支援を行い、発達を支援します。平成24年の法改正で根拠法を児童福祉法とし再編されています。

■障害児通所支援

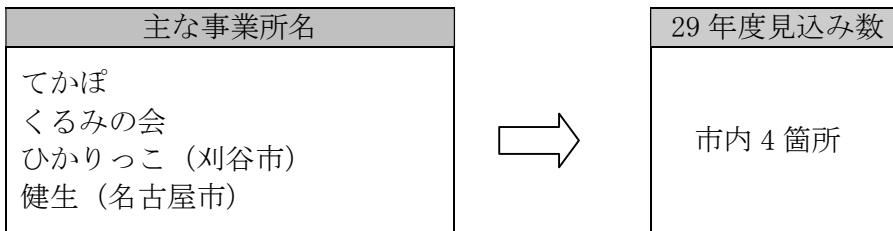
(1) 児童発達支援

障がい児や療育が必要な未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

見込み量

利用日数（上段）及び利用者数（下段）(単位：人日分/月、人分/月)

	第3期計画の実績 (26年度については実績見込)			第4期計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
児童発達支援	97	99	122	125	125	155
	7	9	11	15	15	15



(2) 医療型児童発達支援

肢体不自由があり理学療法等の機能訓練または医療管理下での支援が必要な未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

見込み量

利用日数（上段）及び利用者数（下段）(単位：人日分/月、人分/月)

	第3期計画の実績 (26年度については実績見込)			第4期計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
医療型児童発達支 援	0	9	10	16	16	16
	0	1	2	2	2	2

主な事業所名
東海市立あすなろ学園

(3) 放課後等デイサービス

学校就学中の障がい児等を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練や社会との交流促進などを継続的に実施します。

見込み量

利用日数（上段）及び利用者数（下段）(単位：人日分/月、人分/月)

	第3期計画の実績 (26年度については実績見込)			第4期計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
放課後等デイサー ビス	213	389	733	810	930	980
	38	50	90	90	100	100

主な事業所名	29年度見込み数
ふあーもにー くるみ てかぼ ぴいす くるみの家	市内 6箇所



(4) 保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中または今後利用する予定の障がい児に対し、保育所等を訪問し、集団生活の適応のための専門的な支援などを行います。

見込み量

利用日数（上段）及び利用者数（下段）

（単位：人日分/月、人分/月）

	第3期計画の実績 (26年度については実績見込)			第4期計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
保育所等訪問支援	1	1	1	0	2	2
	0	1	1	0	1	1

主な事業所名
みどり児童支援センターひなゆり（名古屋市）

■相談支援

(5) 障害児相談支援

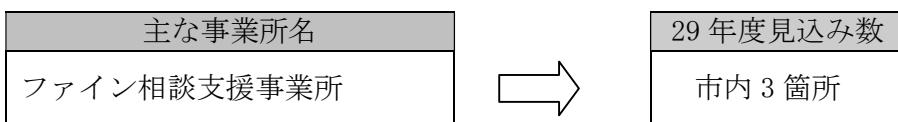
障害児通所支援の利用に関する相談と関係者との連絡調整を行い、「障害児支援利用計画」等を作成します。

見込み量

利用者数

（単位：人分/月）

	第3期計画実績 (26年度については実績見込)			第4期計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
障害児相談支援	0	0	3	4	10	15



6 障がい児支援の確保策

(1) 第3期計画期間の実績に対する評価・課題

- ・ 障害児通所支援については、特に平成25・26年度に市内に新たに放課後等デイサービス事業所が4か所開設されたため、利用が急増しています。発達障がい児を中心に利用できる事業所が増え、支援が拡充されています。
- ・ 障害児通所支援利用時に必要な障害児支援計画の作成については、保護者等によるセルフプランを基本に実施しています。（保護者への情報提供やサービス利用の調整などの支援は、地域生活支援事業の相談支援事業にて実施できる体制を整えています。）今後は障害児計画相談支援についても体制を整備し、拡充を図っていきます。
- ・ サービス提供の増加傾向については、相談支援事業の相談員の配置等を考慮し、障害児計画相談支援の計画立案を通して利用の適正化を図っていきます。

(2) サービス確保策

- ・ 障害児計画相談支援など、個別の相談支援計画対象者の増加に対応する相談支援体制の整備をすすめます。
- ・ サービス利用者を取り巻く環境は変化しており、保育園、幼稚園、学校関係者との連携や情報交換を一層すすめていく必要があります。そのために、相談支援体制の充実を図っていきます。
- ・ 障害児通所施設が平成25年度から平成26年度にかけて増加したため、サービスの利用量が著しく増加しています。今後はサービス利用の適正化についても研究をすすめています。

第5章 地域生活支援事業見込み量及びサービス確保策

1 理解促進研修・啓発

地域住民の障がい者への理解深めるための研修や啓発事業を実施し、障がい者が日常生活および社会生活を送るなかで生じる「社会的障壁」を無くすことを目指す事業です。（平成25年度に必須事業化）

豊明市では市民を対象に障がいの理解を促す講演会の実施、障がい福祉の現場を見学し理解を図る見学会の実施などの取り組みを行っており、今後も継続していきます。

見込み量

実施の有無

	第3期計画実績 (23年度については実績見込)			第4期計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
理解促進研修・啓発	有	有	有	有	有	有

2 自発的活動支援

障がい者が互いの悩みを共有するピアサポートや、地域住民等によるボランティア活動などの、自発的な取り組みを支援します。（平成25年度に必須事業化）

障がいを持つ当事者同士が交流できる場として、豊明市基幹相談支援センターが主体となりピアサポート事業を実施します。また、社会福祉協議会内のボランティアセンターと連携し、障がい者の支援を行うボランティアの育成や活動を支援します。

見込み量

実施の有無

	第3期計画実績 (23年度については実績見込)			第4期計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
自発的活動支援	有	有	有	有	有	有

3 相談支援

障がい者、家族等からの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行ないます。また、相談支援に必要な地域の関係機関ネットワークの構築も行ないます。

豊明市では、平成25年度から豊明市社会福祉協議会に委託し「豊明市障がい者基幹相談支援センターフィット」を開設しています。

また18歳未満の障がい児の相談支援事業については、平成25年度から豊明福祉会「ファイン」に委託し実施しています。

精神障害者地域活動支援センターの「柏葉（東郷町）」「エポレ（豊田市）」にも委託しています。

見込み量

実施箇所数

（単位：箇所数）

	第3期計画実績 (23年度については実績見込)			第4期計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
相談支援事業	5	4	4	4	4	5
基幹相談支援センター	0	1	1	1	1	1

実施の有無

	第3期計画実績 (26年度については実績見込)			第4期計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
基幹相談支援センター等機能強化事業	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	無	無	無	無	無	有

4 成年後見制度利用支援

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者または精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援し、権利の擁護を図る事業です。

豊明市では「豊明市成年後見制度利用支援事業実施要綱」（平成23年7月決裁）を定め、後見人等の報酬等必要となる経費の一部について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である障がい者を対象に、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助しています。

見込み量

実利用者数

（単位：人）

	第3期計画実績 (26年度については実績見込)			第4期計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
成年後見制度 利用支援事業	1	1	2	2	3	4

5 成年後見制度法人後見支援

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備し、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

尾張東部圏域5市1町で共同委託する「尾張東部成年後見センター」において法人後見を実施しており、適正運営について協議するため弁護士等の専門職が参加する「適正運営委員会」を行っています。また、市民後見人や後見活動を支援する人材の育成にも取り組んでいます。

見込み量

実施の有無

	第3期計画実績 (26年度については実績見込)			第4期計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
成年後見制度 法人後見支援 事業	有	有	有	有	有	有

6 意思疎通支援

聴覚障がいを持つ人の意思疎通を図るための支援として、手話通訳派遣と要約筆記派遣を行なっています。手話通訳は、知多地区聴覚障害者支援センター（半田市）に委託して派遣を実施しています。要約筆記は、愛知県身体障害者福祉団体連合会（熱田区）に委託して派遣を実施しています。

見込み量

利用件数

(単位:件)

	第3期計画実績 (26年度については実績見込)			第4期計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
手話通訳者派遣	7	9	7	7	7	7
要約筆記者派遣	1	0	2	2	2	2
手話通訳者設置	—	—	—	—	24	24

7 日常生活用具の給付等

日常生活用具の給付とは、ストマ（排せつ支援用具）、電気式たん吸引器等生活に必要な用具の給付です。

見込み量

利用件数

(単位:人/年)

用具名	第3期計画実績 (26年度については実績見込)			第4期計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
介護・訓練支援用具	3	15	12	12	14	12
自立生活支援用具	4	8	12	16	18	20
在宅療養等支援用具	6	6	8	7	9	10
情報・意思疎通支援用具	2	6	5	5	6	7
排泄管理支援用具	571	624	660	700	735	770
居宅生活動作補助用具	0	5	3	4	5	6
合計	586	664	700	744	787	825

8 手話奉仕員養成研修

日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。平成25年度から地域生活支援事業の市町村必須事業となりました。

豊明市では日進市・東郷町・長久手市と共同で聴覚障害者協会（日進市）に委託し平成27年度から手話奉仕員養成研修を実施します。

見込み量

研修修了者数

(単位:人)

	第3期計画実績 (26年度については実績見込)			第4期計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
手話奉仕員養成研修	—	—	—	3	3	5

9 移動支援

障がい者・児が円滑に外出できるよう、移動を支援するサービスです。

見込み量

利用時間数（上段）及び利用者数（下段）

(単位:時間/月、人)

	第3期計画実績 (26年度については実績見込)			第4期計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
移動支援	946	1,027	1,030	1,050	1,066	1,107
	111	123	125	128	130	135

主な事業所
豊明市社会福祉協議会
ファイン
ニチイ豊明
幸せ
さわやか愛知（大府市）



26年度見込み数
市内5箇所

10 地域活動支援センター

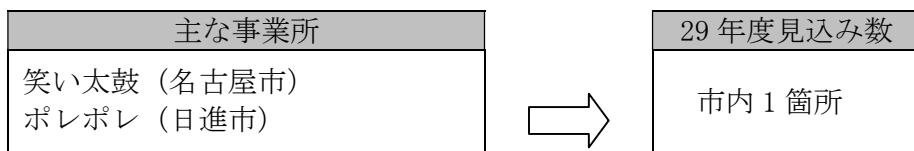
創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行なう施設です。

見込み量

利用日数（上段）及び利用者数（下段）

（単位：人日分/月、人）

	第3期計画実績 (26年度については実績見込)			第4期計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
地域活動支援センター (市内事業所分)	0	0	0	220	220	220
	0	0	0	13	13	13
地域活動支援センター (市外事業所分)	35	43	45	45	45	45
	4	7	8	8	8	8



11 日中一時支援

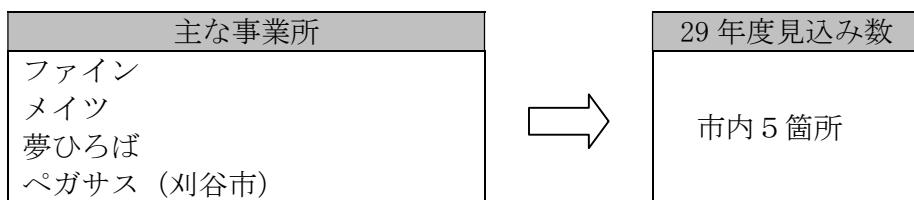
日中、障がい者・児を預かり、生活を支援する事業です。基本型と医療的ケアを必要とする療養型があります。

見込み量

利用延べ回数（上段）及び利用者数（下段）

（単位：回分/月、人）

	第3期計画実績 (26年度については実績見込)			第3期計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
日中一時支援	270	539	631	650	650	650
	92	107	120	125	125	125



12 その他

(1) 訪問入浴サービス

重度身体障がい児・者の家庭へ移動入浴車が訪問して、入浴サービスを行う制度です。

見込み量

利用延べ回数（上段）及び利用者数（下段）(単位:回分/月、人)

	第3期計画実績 (26年度については実績見込)			第4期計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	訪問入浴サービス	62	44	37	43	49
	9	12	9	10	11	12

(2) 自動車改造費の補助

上肢・下肢・体幹機能障がいのある人が就労等のため、自動車を取得することが必要となった場合、その自動車の改造に要する経費の一部を補助します。

見込み量

利用件数(単位:件/年)

	第3期計画実績 (26年度については実績見込)			第4期計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	自動車改造費の補助	3	5	6	7	8
						9

(3) 自動車免許取得の助成

身体障がいのある人に対し、普通自動車運転免許の取得費用の一部を助成します。平成27年4月から実施します。

見込み量

利用件数

(単位:件/年)

	第3期計画実績 (26年度については実績見込)			第4期計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
自動車免許取得の補助	—	—	—	3	3	4

(4) 更生訓練費の給付

自立訓練事業（機能訓練、生活訓練）および就労移行支援利用者を対象に、社会復帰促進を図る目的で更生訓練費を支給します。

見込み量

利用人数

(単位:人)

	第3期計画実績 (26年度については実績見込)			第4期計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
更生訓練費給付	35	31	30	25	35	45

13 地域生活支援事業のサービス確保策

(1) 第3期計画の実績に対する評価・課題

- 平成25年4月に「豊明市障がい者基幹相談支援センターフィット」が開設され、社会福祉士及び精神保健福祉士を配置し機能が強化されました。また、平成25年度に相談支援事業を再編し、18歳以上の障害者の相談支援事業を豊明市社会福祉協議会に、18歳未満の障害児の相談支援事業を豊明福祉会に委託し実施しております。相談支援事業の体制強化を受け、相談支援利用件数が増加しています。
- 移動支援事業については、利用者数が増加しており見込を上回る実績となりました。また日中一時支援事業については新規事業所が増加したため、見込みを大幅に上回る実績となりました。地域活動支援センター事業については、平成24年4月に市内2事業所が就労継続支援や就労移行支援事業に移行したため、見込みを下回る実績となりました。
- 平成23年10月に「尾張東部成年後見センター」が開設され、成年後見制度に関する支援体制が確保されています。成年後見制度利用支援事業については利用見込みを下回る実績となり、成年後見制度および利用支援事業の一層の周知を図っていく必要があります。
- 日常生活用具の給付については、排泄管理支援用具（ストマ用装具、紙おむつ）を中心に見込みを大幅に上回る利用がありました。

(2) サービス確保策

- 障害福祉の支援が必要な人に行き届くよう、相談支援事業の充実を引き続き図っていきます。
- 成年後見制度の活用促進をするとともに、広く市民への制度周知をすすめています。
- 移動支援事業・日中一時支援事業・日常生活用具給付事業の利用について、サービスの質・量ともに対応できるよう、サービス事業所の確保と制度整備に努めています。
- 地域活動支援センター事業については、平成24年度から市内の事業所が障害福祉サービス事業所へ移行したため市内に事業所が無い状態になっていましたが、身近な場所で社会との交流を図れるよう市内に事業所を確保していきます。

(参考) 計画策定体制

(1) 豊明市障害者福祉計画等策定・推進委員会運営規則

平成 26 年 9 月 26 日
規則第 36 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、豊明市附属機関設置条例(平成 26 年豊明市条例第 34 号。以下「条例」という。)第 3 条の規定に基づき、豊明市障害者福祉計画等策定・推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(担任事務)

第 2 条 条例第 2 条に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げる事務とする。

- (1) 障がい者を取り巻く社会環境の分析及びその対応方針に関する事務
- (2) 障がい者のための行政の役割及び総合的な福祉施策のあり方に関する事務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか障害者福祉計画等の策定及び推進に関し必要な事項に関する事務

(委員)

第 3 条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 社会福祉を目的とする団体及び事業者の代表
- (3) 保健、医療又は福祉施設等の関係者
- (4) 公募により選出された市民
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 7 条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(2) 豊明市障害者福祉計画等策定・推進委員会委員

No.	所属・役職名	氏名
1	豊明市心身障害者（児）福祉団体連合会長	近藤二
2	障害者施設ゆたか苑長	平野雅紀
3	社会福祉法人豊明福祉会理事長	三浦美智子
4	豊明家族会会长	早川要
5	桶狭間病院藤田こころケアセンター精神保健福祉士	森井曜子
6	愛知県瀬戸保健所健康支援課課長補佐	三好順子
7	豊明市医師会豊明支部代表	中山広一
8	愛豊歯科医師会豊明支部代表	松森正起
9	豊明市民生児童委員協議会会长	岩名昭文
10	豊明市社会福祉協議会会长	辰野勝五
11	日赤豊明市地区奉仕団委員長	近藤津多子
12	豊明市商工会代表	兼子忠男
13	公募の市民	橋口寿美子
14	公募の市民	小倉裕子

任期

平成26年11月17日～平成29年3月31日